

電気代が安くなる？

大手電力会社から委託を受けたという業者から電話があり、「電気代が安くなります」と説明されました。検針票に記載された番号を尋ねられたので、伝えました。契約したつもりはありませんが、後日、契約書が届きました。どうしたらいいのでしょうか。

Q

電力小売自由化により、さまざまな業者が一般家庭向けに電気を販売できるようになっています。

大手電力会社やその関係会社を装って勧誘が行われている事例が報告されています。意に反する電気の契約の切替え手続きを進められないためにも、検針票に記載された情報（お客様番号、供給地点特定番号）を安易に業者に伝えないようにしましょう。

契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。不審に思うことがあれば、速やかに消費生活相談窓口へご相談ください。

A

2月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	2/ 6(火)、20(火)	22-1151
関ヶ原町	2/13(火)、27(火)	43-0070
養老町	2/ 5(月)、19(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	2/16(金)、26(月)	27-3111
輪之内町	2/ 1(木)、15(木)	68-0185
安八町	2/ 8(木)、22(木)	64-3111